

# 転居届（名張市内での住所変更届）をした方へ

＜令和6年度＞

名張市

転居届をした方は、各担当の窓口で必要な手続きをしてください。

対象となる方		手続き方法等	担当 [窓口番号]
印鑑登録をしている方		手続なし。(転居届に基づき登録の住所が変わります。)	
マイナンバーカードをお持ちの方 住民基本台帳カードをお持ちの方		<ul style="list-style-type: none"> <li>住所情報の書き替え(ICチップと券面)を行いますのでマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちください。(暗証番号も必要)</li> <li>マイナンバーカードの署名用電子証明書は、住所変更にもなって失効します。マイナンバーカードをお持ちのうえ、改めて署名用電子証明書の発行を申請してください。</li> </ul>	戸籍・住民登録室 [ ②番B ] TEL 63-7440
国民年金	加入している方	<p>手続きが必要かどうかを確認します。</p> <p>持ち物:本人確認書類※1(別世帯の代理人の方は委任状も必要です。)</p>	保険年金室 [ ③番A~C ]
	受給している方 (厚生年金・障害年金・遺族年金などを含む。)	<p>日本年金機構が支給する年金について、手続きが必要かどうかを確認します。</p> <p>持ち物:本人確認書類※1(別世帯の代理人の方は委任状も必要です。)</p> <p>◎共済年金、恩給などは、支給する各機関へ、お問い合わせください。</p>	番号札をお取りください。  (国民年金) TEL 63-2148
国民健康保険(国保)に加入している方		<p>国保に加入している方全員の健康保険証をお持ちのうえ、変更の手続きをしてください。</p> <p>◎旧住所の健康保険証を回収し、新住所の健康保険証をお渡します。</p> <p>持ち物:本人確認書類※1、個人番号確認書類※2(別世帯の代理人の方は委任状も必要です。)</p>	(国民健康保険) TEL 63-7445
後期高齢者医療制度	75歳以上のすべての方と65歳以上75歳未満の方で障害認定を受けている方	<p>健康保険証、個人番号確認書類※2を持って変更の手続きをしてください。</p> <p>◎旧住所の健康保険証を回収し、住所変更後の新しい健康保険証を後日、送付します。</p>	保険年金室 [ ③番D ] TEL 63-7105
福祉医療を受けている方	子ども医療費、一人親家庭等医療費、心身障害者医療費(65歳以上重度障害者を含む)の受給資格認定を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所のみ変更した方は、転居手続の際に旧住所の受給資格証を回収し、新住所の新しい証をお渡します。</li> <li>世帯主も変更した方は、担当窓口で受給資格証をお渡しします。</li> </ul>	保険年金室 [ ③番D ] TEL 63-7105
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、通所受給者証をお持ちの方</li> <li>障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している方</li> </ul>		それぞれの手帳や受給者証と個人番号確認書類※2をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	障害福祉室 [ ④番 ] TEL 63-7591

※1 本人確認書類とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点  
又は 健康保険証、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード ②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード(記載事項の変更のないものに限る)のいずれか

裏 面 へ 続 く

対象となる方		手続き方法等	担当 [窓口番号]
介護保険	現在、負担限度額認定を受けている方	転居届をした翌日以降に、新住所の被保険者証、負担割合証及び負担限度額認定証を発送します。	介護・高齢支援室 [ ⑤番 ] TEL 63-7599
児童手当を受給している方		児童手当を受給している方と対象児童が別居する場合は手続きが必要です。児童の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2 をご持参ください。  ◎手当を受給している方と対象児童がともに転居した場合、手続きは不要です。	子ども家庭室 [ ①番 ]  TEL 63-7594
児童扶養手当を受給している方 (所得制限等で一時的に受給ができない方を含む。)		児童扶養手当証書、賃貸契約書(原本)、本人確認書類※1 をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。  ◎書類等をお持ちでない場合も、一度窓口へお越しください。	
特別児童扶養手当を受給している方 (所得制限等で一時的に受給ができない方を含む。)		特別児童扶養手当証書、本人確認書類※1 をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。  ◎書類等をお持ちでない場合も、一度窓口へお越しください。	
市内の小・中学校に通学する児童・生徒がいる方【学校区が変わる場合のみ】		転居手続きの際に交付された「義務就学者異動通知書(転入と転出)」を持って、これまで通学していた学校と新しく通学する学校で、速やかに手続きをください。なお、その際にこれまで通学していた学校で渡された書類等もお持ちください。  ◎校区外へ転居しても、やむを得ず転居前の学校に通学したい場合は、教育委員会の許可が必要となりますので、教育総務室にご相談ください。	教育総務室 3階 教育委員会内  TEL 63-7873
お住まいだった家が空き家になる方		空き家の管理や利活用(賃貸や売却)の方法について、お決まりでない方やお悩みの方は、ご相談ください。	住宅室 4階 [ ⑦番 ] TEL 63-7740

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点  
又は 健康保険証、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード  
②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード  
(記載事項の変更のないものに限る) のいずれか



暮らしに役立つ情報、お届けします。

